

能美市協働型まちづくり市民会議規約

(名称)

第1条 この会は、能美市協働型まちづくり市民会議(以下「市民会議」という。)と称する。

(目的)

第2条 能美市総合計画(平成18年12月22日議決)及び能美市協働型まちづくりガイドライン(平成20年3月21日作成)に基づき、市民が主役の地域づくりに取り組む。併せて中間支援組織設置の準備をおこなうことを目的とする。

(事業)

第3条 市民会議は、次の事業をおこなう。

- (1) 協働型まちづくりの推進に関すること。
- (2) 市民活動を支えるプログラムに関すること。
- (3) 協働コーディネーター育成事業に関すること。
- (4) 交流活動拠点づくりに関すること。
- (5) その他目的を達成するため必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 市民会議は、公募等による市民及び市職員で構成する。

(委員長等)

第5条 市民会議に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれらを選任する。

- 2 委員長は、市民会議を代表し、会を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

(分科会)

第7条 市民会議に、会議を円滑に行うため、分科会を置くことができる。

- 2 分科会は、委員長が指名する市民会議の委員で組織する。
- 3 分科会における協議内容については、市民会議の会議において報告を行うものとする。

(期間)

第8条 委員の期間は、中間支援組織が設立された日までとする。

(事務局)

第9条 市民会議の事務を処理するため、事務局を置く。

(雑則)

第10条 この規約に定めのない事項は、会議において定める。

付則

(施行期日)

1 この規約は、平成20年6月11日から施行する。